

# コンプライアンス規程

令和6年3月14日  
公社規程第1号

(目的)

**第1条** この規程は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が社会から信頼される企業として存続・発展していくことを目的に、全ての職員等が、業務活動のあらゆる場面において法令等を遵守し、社会倫理に適合して誠実に日常業務を遂行するために遵守すべき基本的事項を定めるものである。

(コンプライアンスの定義)

**第2条** 「コンプライアンス」とは、法令等を遵守することをいう。

2 「法令等」とは、法令、条例等及び社内規定に加え、企業倫理、社会的規範、モラルなど、企業が社会的な役割を果たすために必要なルールをいう。

(適用範囲)

**第3条** この規程は、役員、職員、業務職員、再雇用社員、契約社員、嘱託員、パートタイム社員及び派遣社員その他当社の業務に従事する全ての者（以下「職員等」という。）に適用する。

(コンプライアンス基本方針等)

**第4条** 理事長は、コンプライアンスの推進に取り組むため、コンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンス最高責任者として、公社のコンプライアンスに係る業務を統括する。

2 理事長は、コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議する機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

3 コンプライアンス委員会は、情報セキュリティ委員会の検討・審議事項と密接不可分な議案については、同時に検討・審議を行い、情報セキュリティ委員会と連携して対応する。

4 監事は、コンプライアンス委員会に出席し、意見を述べ、審議内容の報告を徴することができる

5 第1項から前項までに定めるもののほか、理事長はコンプライアンスを推進する組織体制を整備する。

(コンプライアンス相談窓口)

**第5条** 公社は、次の各号に掲げるコンプライアンスに関する相談及び公益通報者保護法の趣旨に基づく公益通報の窓口を置く。

- 2 相談・通報の対応等にあつては、次の各号の内容を遵守する。
  - 一 会社は、相談又は通報が不正な目的でなされた場合を除き、相談又は通報したことを理由として、相談者又は通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。
  - 二 相談又は通報は、原則として実名とし、相談又は通報事項については、速やかに調査、対応し、その結果を相談者又は通報者に通知する。
  - 三 相談者及び通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する相談・通報その他の不正な目的の相談・通報を行ってはならない。
  - 四 会社及び相談又は通報の業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。
- 3 会社は、コンプライアンスに関する相談及び公益通報者保護法の趣旨に基づく公益通報について、外部窓口を利用することができる。

(コンプライアンスへの取組み)

**第6条** 会社は、全ての業務活動の原点を社会的な信頼に置き「信頼される会社」として、コンプライアンスを経営上の最重要事項と位置づけ、次の各号のとおり、取り組むものとする。

- 一 会社は、職員等が業務の遂行に当たり、コンプライアンスを徹底して行動するための基本的な指針を定めるものとし、職員等は、日常業務を遂行するに当たって、当該指針を遵守し行動しなければならない。
- 二 会社は、コンプライアンスを推進するための社内規定を整備するとともに、職員等に対して法令等及び社内規定の周知・啓発活動を行うとともに、法令、社会環境等の状況の変化等を踏まえ、適時、社内規定の評価及び見直しを行うものとする。
- 三 会社は、全ての職員等を対象にコンプライアンスに関する教育・研修活動を計画的かつ継続的に実施する。
- 四 会社は、東京都住宅供給会社における内部監査の一環として、この規程及びその他社内規定に従って適切な業務活動が行われているかどうか、監査及び自己点検を行うものとする。

(コンプライアンス違反時の対応)

**第7条** 職員等は、この規程又は第4条第1項の基本方針に違反する行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ったとき又は他の職員等が違反する行為を行っているという疑いが生じたとき（以下「問題の発生時」という。）は、コンプライアンス基本方針に定めるところにより、速やかに所属長に報告しなければならない。

- 2 会社は、コンプライアンス違反があったときは、コンプライアンス基本方針に定めるところにより、速やかに問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等につい

て検討・審議し、適切かつ迅速に対応策を講じるとともに、法令等にのっとり、必要に応じて関連機関等に報告するものとする。

(違反行為に対する処分)

**第8条** この規程又は第4条第1項の基本方針に定めるコンプライアンスに違反する行為は、東京都住宅供給公社職員就業規則その他の就業に関する要綱等の規定に基づき処分するものとする。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。